

会議録

会議の名称	平成29年度 第3回 西東京市地域密着型サービス等運営委員会
開催日時	平成30年1月23日（火） 午後7時00分から9時00分まで
開催場所	保健福祉総合センター 6階 講座室Ⅱ
出席者	委員：吉岡座長、大胡副座長、市村委員、近藤委員、佐藤委員、鈴木委員、深沢委員、藤池委員、溝口委員、矢野委員、（欠席：折田委員、菊池委員、春田委員、宮川委員、山本委員） 事務局：高齢者支援課介護保険担当課長以下4名、生活福祉課調整係1名
議題	1 前回会議録の確認について 2 地域密着型サービス事業所の指定更新、指定廃止等について 3 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 4 西東京市介護保険事業計画（第7期）（素案）地域密着型サービス事業関連について 5 その他
会議資料の名称	配布資料 前回会議録 資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新、指定廃止等について 資料2 西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 資料3 西東京市介護保険事業計画（第7期）（素案）地域密着型サービス事業関連について 参考資料1 自己点検シート（（介護予防）認知症対応型共同生活介護） 参考資料2 自己点検シート（（介護予防）小規模多機能型居宅介護） 参考資料3 第三者評価結果概要 ※ 当日配布資料 参考資料4 指定更新事業所に関する図面等
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

1 開会

○座長：

定足数に達しているので、会議を開催する。事務局から資料の確認をお願いする。

2 議題

(1) 前回会議録の確認について

○座長：

まず平成29年度第2回会議録の確認について、修正・変更などあるか。(意見なし)

○座長：前回の会議録については承認する。

(2) 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新、指定廃止等について

○座長：

続いて次の議題の、西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新、指定廃止等について、今回は3件の協議と3件の報告があるとのことなので、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

はじめに、前回会議での委員からの意見への対応について説明する。前回、指定更新を検討いただく中で、必要な資料や包括支援センターの対応について意見をもらっている。包括支援センターからの意見について、審査の資料に記載してはどうかという意見があったが、包括管理者会議にて相談した結果、正式な資料として出すのは難しいということだったので、意見があれば口頭で事務局から報告させていただくという取扱いでお願いしたい。人材の定着について話があったが、人員基準をクリアしていれば事業所として指定をするため、定着率はひとつの指標ではあると思うが、そこまでを求めるのは難しいため、資料には落とし込まない形でお願いしたい。職員の研修については事業所のなかで開催しているものなので、主な研修の内容を今回資料の中に記載したので、審査をお願いしたい。

資料1 西東京市地域密着型サービス事業所に係る指定更新について説明。指定更新の対象となる認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の「グループホームみどりの樹」と小規模多機能型居宅介護の「小規模多機能型居宅介護みどりの樹」、指定廃止の案件として認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）の「保谷苑デイサービスセンター」について協議案件として説明するとともに、地域密着型通所介護の指定更新案件及び新規指定案件については報告案件として説明を行った。また、「グループホームみどりの樹」と「小規模多機能型居宅介護みどりの樹」について、包括支援センターへ意見等確認を行ったが、特に意見はなかったので報告する。

参考資料1から参考資料4までは審議のための参考資料となることを説明した。

○座長：

それでは、協議案件のうち「グループホームみどりの樹」と「小規模多機能型居宅介護みどりの樹」について一括して審議する。何か意見・質問等はあるか。

○委員：

資料1のP. 4、事業所のPRポイントに事業所の全職員が認知症サポーターを取得とあるが、これがこの事業所の目的か。これは全職員が認知症サポーターの資格を取得して共通認識のなかで利用者に対応することが目的ということによいか。

○事務局：

認知症グループホームであるため、介護職員が認知症ケアについて必要な研修を受けてサービスを提供するが、それを支える事務職員も当然いろいろな面でかかわりがあるため、このようなことを通じて事業所全体で支えていくということを事業所から聞いている。

○委員：

P. 3のグループホームみどりの樹の従業者職種員数欄②介護職員について0.5は管理者と兼務とあるが、P. 5の小規模多機能みどりの樹の同欄の看護職員については、管理者と兼務となるが1人と記載されている。同じ兼務だが何か違いがあるのか。

○事務局：

小規模多機能居宅介護についても、管理者と看護職員が兼務をしているため、こちらは誤りで正しくは0.5名である。訂正をお願いしたい。

○委員：

P. 6の小規模多機能の登録者数だが、平成27年23人、28年20人、29年23人とあるが、これは年間を通じてこの人数をキープしているのか、ここに記載の数字が一番多いのか？

○事務局：

記載の人数は4月末時点の人数を書いている。年間を通じてとなると月によってバラつきはあるが、20名を下回ることはほぼなく、20名の前半で推移している状況となっている。

○委員：

稼働率はどうなっているのか。どのくらいの登録者数だと黒字となるのか。

○事務局：

デイサービスとは異なり月額報酬であるため、月の登録者数分の月額報酬は事業所に入ってくるため、そのなかでどこが損益分岐点なのかという詳細は把握していないが、そのなかで利益を捻出する事業構造となっている。

○委員：

P. 6の事業所で実施している主な研修の内容について、接遇全般とは利用者への接し方かと思うが、具体的にはどのようなことか。

○事務局：

具体的には利用者の方への言葉づかい、マナー、ケアに際しての対応の仕方等の接遇全般と聞いている。

○委員：

P.6の事業展開を進めていく上での課題の2つ目だが、国においても小規模多機能型居宅介護を推進しているがあまり知られていないという現実があると思う。この原因のひとつにケアマネジャーの変更が必要であると書いてあるが、本当にそれだけなのかということの日頃より考えている。これをクリアするために他の利点のPRを事業所がもう少しできたらと思う。

○座長：

利点のPRについて包括はどのように考えているか。

○委員：

包括としてもこのサービスに合致した方があまり多くない印象がある。ニーズとの一致点が見出せないのではないかと考えている。

○委員：

定額制であるため、上限までサービスを使いたい方にはメリットがあるが、そこまでサービスが必要ない方の場合、それだけ費用を払わないといけなところがネックである。介護度高い、独居の方の関してはすごくいいサービスであるし事業所が地域に貢献しているところを見るといいなと感じる。やはり定額制というところでニーズが合わない方がいるのではと思う。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

本件の小規模多機能居宅介護の場合、運営法人が病院ということもあり、法人が提供している他事業で足りている状況ではないかと考えられる。ひとつの事業所でサービスを利用するより、法人全体のサービスを利用したいというニーズのほうがあるのでは。事業所毎のPRということだが、事業所だけではなく地域全体でどのように関わっていくか考えていかななくてはならないと思う。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

小規模多機能居宅介護と契約をすると、今まで利用していたデイサービスや泊りなど他の事業所が使えなくなるため、そういった融通の利かなさから利用が進まないと感じている。

○座長：

委員方の意見を踏まえて市としてはどのように感じているか。

○事務局：

委員の方々からの意見を参考にどのような形でPR等ができるのか引き続き検討していきたい。

○委員長：他に意見はあるか。

○委員：

本件についてのみではないが、審査表には良いことばかり出てくる。最近事故や事件が増えている。コンプライアンスについてチェックする項目を増やしてほしい。こちらでも気がつきやすい。参考資料3のP.2の上から2つめに「インシデントリポートを職員間で共有することが必要」と書いてあるが、申告書ではどうなっているのか不明である。どういうことに気をつけて、そのためにどうしているのかを委員に見えるようにしてほしい。委員はチェックする立場のためチェックしやすい書式にしてほしい。

○座長：

参考資料3の書式は決まっているものなのか。

○事務局：

第三者評価の結果の概要については評価機関がホームページで公開しているものを印刷している。ただ、こちらは概要版のため評価した結果をすべて記載しているものではない。委員会の審査用に作成したものである。

○座長：

それでは先ほど委員から出た意見のような項目もここに出てない資料にはあるのか。

○事務局：

ホームページには掲載されている。

○委員：

委員に気がつくよう審査表にコンプライアンスについて気を配っている事項を作してほしい。そうすれば委員も気を配ってチェックするようになる。

○座長：

具体的で貴重な意見をいただいたと思うが、いかがか。

○事務局：

貴重な意見をいただいた。今後、審査する際にどのような方法がよいかを検討させていただき反映したい。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

資料1のP.6の利用者の方からの声等にいい内容が多く書いてあるが、参考資料3の

P.7の利用者調査全体のコメントを見ると利用者からの要望・課題が書かれているため、資料1の審査表にもそういった課題等が書かれていると審査がしやすいと感じた。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

介護老人福祉施設では運営規定でやらないといけない研修があるが、本件の事業所にはそういったものはないのか。例えば事故や感染症についての研修等、そのような研修を行っていることが審査表に挙がっていればコンプライアンス、適切な運営状況等が確認できる。

○事務局：

グループホームの場合、事業者は介護従業者の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならないという規定があり、具体的な研修内容について決まりはないが、事業者の責務として感染症対策、非常災害対策等いくつか必要な事項があるため、そのような内容を年間で計画的に実施しているので、審査表に記載されている研修はその他の内容が書かれている。

○座長：

様々な意見をいただいた。審査表の内容はよりわかりやすい記載がよいと思うので、委員の意見を踏まえて指定更新の際に積極的に事業者と確認をしてほしい。

○事務局：承知した。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

参考資料3のP.3、P.7に利用者調査結果とあるが、どのように調査したのか。

○事務局：

利用者調査結果は、グループホーム、小規模多機能型居宅介護をそれぞれ利用している家族にアンケート表を送付し回答をもらったものがこれらに反映されている。

○座長：

それでは、他に意見がないようであれば「グループホームみどりの樹」と「小規模多機能型居宅介護みどりの樹」の指定更新については指定更新ということで承認してよろしいか。（異議なし）

それでは、両事業所について承認する。

次に「保谷苑デイサービスセンター」の指定廃止については審議を行う。何か質疑・意見はあるか。

○委員：

このように廃止する事業所があると、認知症対応型が減っていくのではという懸念が

ある。サービスの特徴として個別対応可能な人員配置など良い面がたくさんあるが、資料1P.7の廃止する理由にも記載のとおり一般の通所介護へのニーズが多く状況であるため、他の認知症対応型の運営も厳しくなっているという話はよく聞く。このままこのような状況で認知症対応型が閉鎖していくことでいいのか。他の委員はどのように考えているか。

○座長：

本件とは別に、全体的に認知症対応型サービスに関する意見があればいただきたい。

○委員：

認知症対応型デイサービスの良いところは人員配置が厚いところである。ただ、一般的なデイサービス、特に小規模なデイサービスは認知症の方に対して比較的手厚く対応ができる中で、認知症対応型デイサービスのニーズが減っているのかと思う。一方で高次脳機能障害が強い方は一般のデイサービスでは難しい面があり、そのような方が他のサービスの利用を断られてしまったときに、主治医の認知症の診断があれば認知症対応型通所介護を利用でき助かっている方がいるので、一定の意義があると思う。利用する際に認知症の診断がハードルにはなるが、その分厚くサービスが受けられる。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

利用者の方が増えないのは長く課題であると思うので、廃止に関しては法人としてやむを得ない面もあるのだろうと感じる。

○座長：他に意見はあるか。

○委員：

先ほども話があったが別の障害の方が高齢化してくる際に新たなサービスを創出しなくてはいけないということを早急に検討しなくてはならない時期にきている。そこで重要視されるのが介護保険事業計画や地域福祉計画によってどのような住民ニーズを汲んでいくのかということである。それによってサービスの体系を組み立てていくところの相談が必要なのではないかと考える。

○座長：

それでは、他に意見がないようであれば「保谷苑デイサービスセンター」の指定廃止については承認ということによろしいか。（異議なし）

それでは、本事業所について承認とする。

(3)「西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

○座長：

それでは次の議題西東京市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

資料2に基づき説明。

主な変更点

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護看護のオペレーターの資格要件の緩和
- ②共生型地域密着型通所介護の基準の創設
- ③認知症対応型共同生活介護等の身体的拘束等の適正化の措置
- ④看護小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の創設（小規模多機能型居宅介護の基準に準じる）

○座長：

他に何か質疑・意見あるか。

○委員：

資料2（3）地域密着型通所介護について、障害福祉制度の各サービスの指定を受けた事業所であれば、共生型地域密着型通所介護の指定を受けられると書いてあるが、地域密着型通所介護の指定を受けていれば共生型通所介護の指定は受けられるのか。

○事務局：

手続きを行えば指定を受けられる。

○委員：

共生型地域密着型通所介護の対象者は誰なのか。また、共生型地域密着型通所介護を算定する場合に、地域密着型通所介護と報酬が異なるのか。

○事務局：

運用について詳しいものは出ていないが、考え方は既存の障害サービスを利用している方が65歳になってもサービスが継続できるような記載となっている。

○委員：

デイケアに通っていてリハビリをしていた方が65歳になるとここには通えないという方がいるので、65歳になるとどの事業所を紹介するか包括とケアマネジャーの間でも苦労している。今までずっと通っている事業所であれば職員とも関係性が出来ているのでずっと同じところに通えたらいいと思う。

○座長：

他に意見・質問等はあるか。（意見なし）

(4)「西東京市介護保険事業計画（第7期）（素案）地域密着型サービス事業関連について」

○座長：

それでは西東京市介護保険事業計画（第7期）（素案）地域密着型サービス事業関連について議題について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局：
資料3に基づき説明。素案段階であるため、年度末までに計画が決定する。
- 座長：
それでは何か質疑・意見はあるか。
- 事務局：
資料3のP.5圏域別事業所及び定員数（平成29年12月）について、記載内容に誤りがあるため確認して差替えさせていただく。
- 委員
資料3のP.5圏域別の利用率、折れ線については西東京市の方の利用率ということだが、中部圏域は折れ線と棒グラフが同一であるので中部圏域については西東京市の方以外は利用していないということによいか。
- 事務局：
ここはぴったり同じではなく他市利用者が数人いるので少し低いが、ほぼ西東京市の方の利用者である。
- 座長：
他に意見・質問等はあるか。（意見なし）
他になければ本年度の地域密着型サービス等運営委員会は本日で最終となる。本委員会の任期が1年のため団体推薦の委員の方は、団体の事情で交代となる場合もあると思うが、引き続き議論していく内容もあるので、可能であれば引き続き委員の方をお引き受けいただきたい。手続きの方は事務局の方で願います。
- 座長：
それでは、他になければ最後の議題「その他」について、事務局から説明願う。
- 事務局：
先ほど座長からも話があったように、本年度の委員会は本日が最終となる。。来年度については、個別に依頼させていただいている委員については引き続き継続をお願いすると、団体推薦については3月頃に各団体に依頼させていただくので、よろしく願いたい。
- 事務局：
来年度次回の地域密着型サービス等運営委員会は日時については、詳細が決まったら早めに通知する。
- 座長：
これで本日の委員会は閉会する。